

## 「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 中間まとめ」にかかる意見

本連合会としては、初等中等教育における私立高等学校の割合が約3割に達していることから、とりわけ、高等学校教育に関連する事項を中心に意見を申し上げたい。

### 1. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

- 中間まとめでは、「これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものであり、1人1台の端末環境を活かし、端末を日常的に活用していく必要がある」ことや、「ICTを活用した取組の促進と併せて、学習者用デジタル教科書についても普及促進を図ることが重要」なことなどについて言及されている。  
しかし、令和2年度に普及をめざしているGIGAスクール構想は、主として義務教育段階の小中学校生徒を対象に、1人1台端末の実現やデジタル教科書等の整備等を進めようとしているものであり、高等学校への普及が置き去りにされている。また、デジタル教科書の推進に当たっては、義務教育における紙の教科書は無償だが、デジタル教科書は有償という壁がある。
- さらに、コロナ禍の状況も鑑みれば、従来の日本型教育のみならず、ICTも活用したハイブリッド型教育の必要性は確実なものとなっている。その際、生徒の学習を促進するためには、単に1人1台の端末が整備されるというだけでなく、個人単位でのポータビリティを保障することも必要不可欠である。その点が見過ごされやすいことを指摘しておきたい。  
また、中間まとめにおける先の言及のとおり、ICTを活用した教育を実効性のあるものにするには、端末環境のハード面と、デジタル教材等のソフト面の双方について、同時に「マストアイテム」とする必要がある。その際、それらにかかる費用面に関して、とりわけ私立学校においては保護者負担が過大となる可能性があり、国として広く普及を目指すという趣旨を踏まえ、国公立立を問わず、全額を公費で賄うべきである。
- また、大学教育のように成人を対象とする高等教育と異なり、中学校、高等学校教育は発達過程にある子供の人格形成が目的であることを忘れてはならない。こうした教育では子供、教師の複層的な人間関係での直接的な協働的学びがとりわけ大事であり、さらには、心と体が成長期にあり、自分自身の心身のバランスも必ずしも把握できていない段階での子供の健康教育の点にも留意する必要がある。
- すなわち、ICTの進展を踏まえた同時双方向の遠隔教育を最大限活用することは大事だが、それをもってして、受信側に子供の学び・健康を保障するための体制がないと導くことは学校現場の社会的意義の自己否定となる。さらには、基本的に通学がなくともオンラインでの家庭学習のみをもって人格形成が図られるということも考えられず、現に、コロナ期において学校に通学したかったという子供の声とその証拠でもある。
- 初等中等教育におけるICTは昭和の時代の文房具と同様であり、必要不可欠であるが、文房具をもってして子供が自発的に学習を完結できるものではない。教師のコーチング機能、ファシリテイト機能がより一層重要となることに留意し、令和の時代のICTを活用した学びの在り方を構築しなければならない。

## 2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について

### (1) スクール・ミッションの再定義について

- 私立学校において、スクール・ミッションは、建学の精神に基づく学校の教育理念等として、学校の存立や存続の根幹であって、各私立学校は、それぞれ自主的に定め、それに基づいて運営してきている。

国は、新学習指導要領が高等学校で施行される令和4年度を目途に、高等学校におけるスクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの明確化を一律的に求めることとしているが、私立高校としては、この期に及んで再定義すべきものではなく、自主性や独自性を旨とする私立高校の教育の特質を損なうようなことがあってはならない。

一方で、公立高校にスクール・ミッションやスクール・ポリシーの再定義を求めることについては、そもそも公立高校の使命や目的は、義務教育の成果を更に発展させて同水準の教育を行うことであり、各学校にスクール・ミッションを導入すれば、実質的な「私立学校化」に繋がり、公立高校の存立の趣旨と反することになる。

私立高校における教育の役割は、社会のニーズに応える面と、教育を通して社会変化をリードする面があり、その意味で、社会の変化に対応して、私立学校がその教育を刷新していくことは、不断に行われるべきものでもある。

については、高等学校の新学習指導要領における、新たな資質・能力を基本とした教育観を踏まえて、各私立高校における教育方針をより一層明示することが求められているといえる。

### (2) 「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）について

- 普通科の弾力化・大綱化を図るのであれば、教育課程を弾力化する必要があるが、高等学校教育の現状は、硬直的な科目主義的傾向が強固となっており、当初新学習指導要領で打ち出した「合教科」や「教科横断的な学び」も立ち消えてしまっている。このような中で普通科改革を論じることは現実的ではない。

- 高等学校の約7割が普通科であることから、その多様化を求める方向性が示されているが、私立高校はすでにそれぞれのスクール・ミッションに基づき、普通科の中に様々な類型やコースを設置するなどして、各校が独自に多様な普通科教育を行っている。

また、私立高校は高等学校全体の約3分の1を占めているが、その約半数は大学付属や系列の学校であることから、内部進学による高大接続や高大連携教育も進んでいる。今後は、大学教育との接続や連携などにより、より高度で学際的な教育をめざすことも考えられる。

しかし、そのような私立高校においても、教育課程は硬直的な科目主義に縛られているが、このことを払拭するには、まずは、資質・能力の育成を基本とした、高等学校の教育課程の大綱化や弾力化がいつそう求められているといえる。

### (3) 高等学校通信教育の質保証について

- 現在、高等学校通信教育は、不登校生徒や特別な支援が必要な生徒など、学校生活への適応に問題を抱える生徒たちに学びの機会を提供するために、必要な存在となっている。

しかし一方で、特に広域通信制高校では、自分自身の「やりたいこと」の実現を求める生徒や、予備校に通いながら高校卒業資格の取得を目的とした生徒の受け入れ先となり、サポート校による不適切な教育が実施されたり、近年では、本来の通信制高校の目的からかけ離れた全日型の通学コースが設置され、塾と連携し大学受験対策に特化した教育を行うなどの事例も見受けられる。

ましてや、昨今、フリースクールの形で、法律上義務教育に認定されていない中学校段階での通信教育が俄かに全国展開されているが、このようなことによって本来の中学校教育が損な

われるようなことがあってはならない。

また、収容人数や施設及び設備、校舎の面積、教員の数等の基準について弾力的な運用が可能とされ、教育課程の基準も全日制課程と比べ特例的に緩和されている中で、教員免許を持たない者による学習指導が行われ、生徒の定員管理も困難となっており、スクーリングの教室数も不足しているといった杜撰な実態が少なくない。

このような現実を見れば、「教育の質の保証」が揺らぎかねないばかりでなく、公教育制度そのものが、なし崩し的に瓦解していくことさえ危惧される。

- 本来の通信制高校の趣旨を逸脱している実態を踏まえ、たとえばサテライト施設も含め、明確な設置基準を策定するとともに、教育課程を全面的に見直す必要がある。

高等学校通信教育の質保証方策に関しては、これまで、「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」での検討を経て、「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」において議論されてきたはずである。とりまとめに際しては、これらの検討の経緯を十分に踏まえた上で、実効性のある形で提言されたい。

以上